

鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年12月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第59号

鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例（平成18年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>鳥取県児童福祉法第62条の6の規定による過料に関する条例</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の4第2項の規定による<u>入所受給者証</u>の返還を求められてこれに応じない者</p> <p>(2) 正当の理由がないのに、<u>児童福祉法第57条の3第2項</u>の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>	<p>鳥取県児童福祉法第62条の3の規定による過料に関する条例</p> <p>次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の4第2項の規定による<u>施設受給者証</u>の返還を求められてこれに応じない者</p> <p>(2) 正当の理由がないのに、<u>児童福祉法第57条の3第1項</u>の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前の行為に対する過料の適用については、なお従前の例による。